

エネルギー価格高騰の影響を受ける市内中小・小規模事業者を緊急的に支援するため、工場・店舗・事務所等で使用する事業用の設備・機器を**更新**し、省エネ化するために必要な経費の一部を助成します。

補助対象者 以下の①～③のいずれにも該当する中小・小規模事業者

- ① **市内**に事業所を有する者 ※第1弾、第2弾、第3弾の交付を受けた事業者を除く
- ② **令和7年12月5日(金)**までに補助事業を完了し、かつ、支払が完了できる者
- ③ 今後も事業を継続する意思がある者

補助対象経費	補助額(税抜き部分を補助)	補助率
省エネ設備・機器の購入・設置工事費 ※裏面の「主な補助対象外経費」もご確認ください	法人: 上限 200万円 、下限 15万円 個人事業主: 上限 50万円 、下限 10万円	2/3

補助対象となる事業用の省エネ設備・機器

- ・市内の工場・店舗・事務所等へ設置するもの。自宅兼事務所等への設置は対象外です。
- ・生産設備やサービス等を提供するために必要な事業用の省エネ設備・機器(**更新に限定**)

※更新前と比較して、1台(LED照明設備の場合は一式)ごとに「**5%以上**」の**省エネルギー効果**が見込まれる設備・機器が対象(設備・機器メーカーまたは、納入業者による証明が必要です。)

※設備・機器1台ごとの本体価格(但し、LED照明設備の場合は本体価格及び設置工事費一式)について、法人の場合は**税抜22.5万円以上**、個人事業主の場合は**税抜15万円以上**である必要があります。

<対象設備の例>

工作機械、高性能ボイラ、LED照明設備、空調機器(エアコン)、厨房機器、冷凍・冷蔵庫、重機、フォークリフト等



交付決定までの流れ | **申請は1事業者1回限り** | **オンラインでのみ申請を受け付けます。** →



【岡山市ホームページからの申請ルート】
岡山市HP⇒事業者情報⇒事業を営んでいる方⇒中小企業⇒補助金・助成金

1. エントリー申請 【受付期間】
令和7年5月7日(水)9時～5月20日(火)17時
 ↓
 ・エントリー申請の総額が予算額を超えた場合、受付期間終了後に「**抽選**」を行います。
 ⇒事務局から「抽選結果」をメールにて通知します。
 ※**抽選結果により補助金の交付が決定されるわけではありません。**
2. 抽選
3. 交付申請 【受付期間】
抽選結果通知後 6月3日(火)～6月17日(火)
 ↓
 4. 審査・交付決定 ※**交付決定前に設備・機器を契約、発注、購入等した場合は、補助金の交付が受けられません。**

※**申請の際は、申請内容や書類等に不備がないか必ず確認してください。**
不備等がある場合は、不交付となることや交付決定が遅れることがあります。

問い合わせ先

岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金コールセンター
TEL:086-238-2885
(9時～17時 土日祝日除く)

オンライン申請サポート(事前予約制)

TEL:086-238-2885(9時～17時 土日祝日除く)
オンライン申請に不安がある方はご活用ください。
岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山南商工会、岡山西商工会、赤磐商工会瀬戸支所にて申請をサポートさせていただきます。

※裏面もご確認ください。

必ず交付実施要綱、Q & Aをご確認した後に申請を行ってください。

全体スケジュールと主な添付書類

※実績報告(事業完了)期限:令和7年12月5日(金)まで

※納品が遅れる等、事業者の責めに帰さない理由であっても、期限内に納品、支払まで完了できない場合は補助金の交付が受けられません。

1.全体スケジュール



※「現地調査」は事業完了後に加え、交付決定前や事業期間中にも、必要に応じて実施することがあります。

2.主な添付書類

<エントリー申請時>

- ①設備・機器の購入・設置経費の金額を証する書類(見積書の写し)
- ②收受印※のある直近の確定申告書・決算書の写し (e-Taxの場合は受信通知を併せて提出)
※收受印のない場合の取り扱いはQ&Aをご確認ください

<交付申請時>

- ①同一条件の相見積書の写し (設備・機器の購入・設置経費1台(LED照明設備の場合は一式)ごとの金額が税込100万円を超える場合)
- ②更新(入替)前の設備・機器の写真(使用状況と型番が確認できるもの)
- ③設備・機器比較証明書(省エネルギー性能を証する書面)
- ④岡山市内に事業所を有していることを証する資料
法人:收受印のある法人市民税確定申告書(第二十号様式)の写し (eLTAXの場合は申告受付完了通知を併せて提出)
個人事業主:固定資産税課税明細書の写し、賃貸借契約書の写し等
- ⑤市税の滞納無証明書の写し
- ⑥本人確認書類の写し(個人事業主の場合)
例:マイナンバーカード(表)、運転免許証(表裏)、パスポートの写し等

<実績報告時>

- ①既存設備・機器の廃棄等証明書
- ②補助対象設備・機器の写真 (設置状況や型番が確認できるもの)
- ③補助対象設備・機器等の経理書類 (日付が記載されているもの)
・発注書(契約書・注文書等)
・納品書
・請求書
・補助対象経費の支払い(銀行振込※)を証する書類の写し (振込金受取書、振込明細書、通帳(表紙と該当記帳箇所)等)
※支払いは銀行振込(ネットバンキングを含む)のみ可
現金払やクレジットカード払、小切手・手形払、ポイント払、電子マネー払等は不可
※本補助金に関する支払いと、その他取引の支払いが合算されたものは不可
- ④本補助金の振込先として指定する通帳の写し (表紙と通帳を開いた1・2ページ目の両方)

主な補助対象外経費

(以下は一部のみを記載しています。)

- ①交付決定よりも前に**事業者手**(契約、発注、購入等)したものの
- ②申請者の**関連会社**(資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族(2親等以内)が代表者若しくは役員として属する会社等)、代表者の親族(2親等以内)から購入したもの
- ③一般価格や市場価格と比べて**著しく高価**なもの及び中古品
- ④他の業務に使用できる汎用性の高い設備・機器等(事務用のパソコン、プリンタ、タブレット等)
- ⑤公租公課(消費税及び地方消費税)
- ⑥自動車等車両(道路運送車両法施行規則第2条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く)
- ⑦消耗品類に要する経費
- ⑧既存設備・機器等の撤去及び廃棄費用、リサイクル料金
- ⑨現金払やクレジットカード払、小切手・手形払、ポイント払、電子マネー払等、銀行振込以外で支払いしたもの
- ⑩支払いにかかる手数料(振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等)
- ⑪国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費

本補助金における中小・小規模事業者の定義

支給対象となりうる者	支給対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合) ○個人事業主(商工業者であること) ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 <ul style="list-style-type: none"> ①法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること ②認定特定非営利活動法人でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人 ○協同組合等の組合 ○任意団体等 ○宗教上の組織又は団体、政治団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者 ○医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、(病院・助産所等を個人名義で開設している)医師、歯科医師、助産師 ○個人農林漁業者及び農事組合法人 ○本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でない認められる事業者

中小・小規模事業者 (下記のいずれかを満たすこと)

業種分類表	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~⑦以外)	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業(⑥⑦以外)	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

※代表者、役員、パートを除く

！ 不正受給は重大な犯罪です！ 虚偽の申請は絶対に行わないでください。